

大規模災害対策支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対する大規模災害対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地方自治体が行う自然災害に係る防災に関する対策計画の策定・見直しについて、自治体が抱えている地域防災上の課題を踏まえ、従来の防災・減災の取組の改善や実効性の向上に資する先進的かつ他自治体の参考となる優良な取組に対し、国費によりその一部を補助することで、支援を通じてその取組を実現するとともに、取組事例を周知・共有し、他自治体での実践を促すことで、防災対策の促進を図るものである。

(交付の対象及び補助率)

第3条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う第2項の表（以下「表」という。）の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は補助金を交付しないものとする。

2 補助対象経費、補助率及び上限額は、表のとおりとする。

補助事業	補助事業者	補助率	補助対象経費
大規模災害対策支援補助事業	地方自治体	1／2	防災（自然災害に関するものに限る。）に関する計画の策定・見直しに係る業務のうち、地域課題を踏まえた先進的な検討部分に関する経費 (補助上限額 1,000万円／件)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 大臣は、前条の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金の交付決定を行ったときは、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 第4条の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定通知を受けた補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第3による申請取下書を提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(申請の変更)

第8条 交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、交付申請書の内容を変更する必要がある場合には、あらかじめ別記様式第4により変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付の変更決定)

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、補助事業者に補助金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第10条 大臣は、前条の規定による補助金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、

別記様式第5による変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

- 第11条 変更交付決定を受けた補助事業者は、変更申請を取り下げようとするときは、補助金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第6による変更申請取下書を提出するものとする。
- 2 前項の規定による変更申請の取下げがあったときは、当該変更申請に係る補助金の変更交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別記様式第7による中止（廃止）承認申請書を速やかに大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 大臣は、前項の申請書の提出を受け、中止又は廃止を承認した場合には、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した別記様式第8を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第9による遂行状況報告書を提出することとし、また、大臣はその状況を調査することができる。

(補助事業の遂行等の命令)

- 第15条 大臣は、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。
- 2 大臣は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

- 第16条 補助事業者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、

大臣に別記様式第10による実績報告書を提出して行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、交付対象事業に係る実績報告書の審査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には別記様式第11による交付額確定通知書を通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 大臣は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第12による精算払請求書を官署支出官内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第19条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結する場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

- 2 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(是正のための措置)

第20条 大臣は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第21条 大臣は、次に掲げるいずれかの場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適當な行為をした場合
- 三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継

続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に掲げる場合を除く。）には、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から納付の日までの日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還命令）

- 第22条 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者にその額の返還を命じなければならない。
- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

- 第23条 補助事業者は、補助事業の経理について、帳簿及び全ての証憑書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証憑書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。
 - 3 大臣は、前項の期間内は、いつでも第1項の帳簿及び全ての証憑書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（補助事業の検査等）

- 第24条 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（財産の処分の制限）

第25条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣に申請し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって、取得財産等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（補助金調書）

第26条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13による補助金調書を作成しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第27条 前条までに定めのあるもののほか、補助金の取扱いに関するその他必要な事項は、内閣府政策統括官（防災担当）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

(別記様式第1 交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

記

1 事業の名称及び目的

事業名：

目 的：

2 国庫補助金交付申請額 金 千円

3 事業の開始（予定）日 令和 年 月 日

4 事業の完了（予定）日 令和 年 月 日

(添付資料)

(1) 公募要領に定める応募書類一式

(2) その他

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

申請自治体の長 殿

内閣総理大臣

大規模災害対策支援補助金の交付決定について

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付の対象 対象となる事業は令和 年 月 日付の申請書のとおりである。
- 2 交付決定 令和 年 月 日付府政防第 号
- 3 交付決定額 金 千円
- 4 交付決定を受けた補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び大規模災害対策支援補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 事業に係る実績報告書は、別記様式第10に基づき令和 年 月 日までに提出すること。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(別記様式第3 申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の申請取下げについて

令和 年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおりその申請を取り下げる。

記

1 交付申請書の日付、番号

令和 年 月 日付 第 号

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第4 変更交付申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の変更交付申請について

令和 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請する。

記

1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 千円

	補助金既交付決定額 (A)	変更後補助金所要額 (B)	今回追加交付（一部取消） 申請額 (B) - (A)
大規模災害対策 支援補助金	千円	千円	千円

2 変更を受けようとする理由

3 変更に必要な関係資料については、申請手続に準ずる。

(注)最後に受けた交付決定通知書(写)を添付すること。

(別記様式第5 変更交付決定通知書)

番 号
令和 年 月 日

申請自治体の長 殿

内閣総理大臣

大規模災害対策支援補助金の変更交付決定について

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった大規模災害対策支援補助金変更交付申請書については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

交付決定済額	金	千円
変更後交付決定額	金	千円
追加交付決定額	金	千円

(別記様式第6 変更申請取下書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の変更申請取下げについて

令和 年 月 日付 第 号で交付の変更申請を行った標記事業の実施について、その申請を取り下げたく、下記のとおり提出する。

記

1 変更申請を行った年月 令和 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(別記様式第7 中止(廃止)承認申請書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の中止(廃止)承認申請について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、大規模災害対策支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 既交付決定額 金 千円

2 中止(廃止)を必要とする理由

(別記様式第8 補助事業遅延届)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の補助事業遅延届について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった標記補助金について、大規模災害対策支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の内容及び進捗状況
- 3 遅延理由
- 4 遅延に対して講じた措置
- 5 遅延等が事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定
- 7 その他
- 8 事業責任者及び担当者の所属・氏名、連絡先等

(別記様式第9 遂行状況報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の遂行状況報告について

令和 年 月 日付 第 号で交付決定された大規模災害対策支援補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、令和 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

(注) 別紙の様式は任意とするが、遂行状況を確認することができること。

(別記様式第10 実績報告書)

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請自治体の長

大規模災害対策支援補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付第 号で交付決定された大規模災害対策支援補助金について、下記のとおり補助事業の実績を報告する。

記

- 1 補助金清算額 金 千円
- 2 事業完了年月日 令和 年 月 日

(添付資料)

- (1)成果報告書 一式
- (2)その他

(別記様式第11 交付額確定通知書)

番 号
令和 年 月 日

申請自治体の長 殿

内閣総理大臣

大規模災害対策支援補助金の額の確定について

令和 年 月 日付第 号で実績報告の提出があった標記事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を確定したので、同条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

交付すべき補助金の額 金 千円

(別記様式第12 精算払請求書)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

申請者

大規模災害対策支援補助金の精算払請求について

令和 年 月 日付 第 号により交付決定された標記事業について、大規模災害対策支援補助金
交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

交付決定額 (千円)	精算払請求額 (千円)

(別記様式第13 補助金調書)

令和 年度
内閣府所管

大 規 模 災 害 対 策 支 援 補 助 金 調 書

国			地方団体名										備考
			歳入			歳出							
補助金 事業名	交付決 定の額	補助率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補 助金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補 助金相当額	

記載要領

- 1 「補助金事業名」欄には、補助金事業の名称のほか、当該補助金等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入あつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助金事業に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。